

伊勢市公報

第487号
令和8年2月20日
金曜日

目次

	頁
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程	2
告 示	
○ 市議会臨時会の招集について	5
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	6
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	8
選挙管理委員会告示	
○ 衆議院議員総選挙関係	
・ 期日前投票管理者の変更について	9
・ 投票管理者の変更について	10
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	11
公 告	
○ 公示送達	12
○ 伊勢都市計画下水道の変更に係る案の縦覧について	14

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のよ
うに定める。

令和8年2月4日

伊勢市長 鈴木 健 一

別表第2の2の表下水道事業費用の部特別損失の款災害による損失の項の次に次のように加える。

解体撤去 費	通信運搬費 委託料 賃借料 固定資産除却費
-----------	--------------------------------

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 16 号

伊勢市議会臨時会を次のとおり招集します。

令和 8 年 2 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 8 年 2 月 9 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場
- 3 付議すべき事件
 - (1) 専決事項の承認を求めることについて
(令和 7 年度伊勢市一般会計補正予算（第 7 号）)
 - (2) 令和 7 年度伊勢市一般会計補正予算（第 8 号）
 - (3) 専決処分事項の報告について
 - (4) 専決処分事項の報告について

伊勢市告示第 17 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 2 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 7 年 12 月 25 日 午前 9 時 00 分	宇治山田駅前第 5 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	6 台
〃	令和 7 年 12 月 25 日 午前 10 時 30 分	宇治山田駅前第 5 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	7 台
〃	令和 7 年 12 月 25 日 午後 1 時 30 分	宇治山田駅前第 5 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	7 台
〃	令和 7 年 12 月 26 日 午前 9 時 00 分	宇治山田駅前第 2 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	7 台
〃	令和 7 年 12 月 26 日 午前 10 時 30 分	宇治山田駅前第 3 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	5 台
〃	〃	宇治山田駅前第 1 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	2 台
〃	令和 7 年 12 月 26 日 午後 1 時 30 分	宇治山田駅前第 6 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	5 台
計			39 台

2 保管場所

自転車等保管場所（伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内
又は伊勢市御菌町高向地内）

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市教育委員会告示第3号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和8年2月6日

伊勢市教育委員会
教育長 小林 貴法

記

- 1 日 時 令和8年2月12日（木）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室
- 3 会議に付する事件

議案第3号 令和8年度教育関係予算について

議案第4号 令和7年度教育関係補正予算（第9号）について

議案第5号 伊勢市立公民館条例の一部改正について

議案第6号 伊勢市学習等供用施設条例の一部改正について

議案第7号 伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び伊勢市立幼稚園規則の一部改正について

伊勢市選挙管理委員会告示第 22 号

令和 7 年伊勢市選挙管理委員会告示第 22 号(期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任に関する告示)の一部を下記のとおり訂正します。

令和 8 年 2 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 可 児 文 敏

二見伊勢期日前投票所

	住 所	氏 名	職務を行うべき日
変更前	松阪市	小林 正拓	令和 8 年 2 月 3 日
変更後	伊勢市	松本 拓也	令和 8 年 2 月 3 日

小俣伊勢期日前投票所

	住 所	氏 名	職務を行うべき日
変更前	伊勢市	松本 拓也	令和 8 年 2 月 5 日
変更後	松阪市	小林 正拓	令和 8 年 2 月 5 日

伊勢市選挙管理委員会告示第 23 号

令和 8 年伊勢市選挙管理委員会告示第 17 号(投票管理者及び同職務代理者の選任に関する告示) の一部を下記のとおり訂正します。

令和 8 年 2 月 6 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 可児 文敏

有緝第 1 投票区：伊勢市立有緝小学校 会議室

	住 所	氏 名
変更前	伊勢市	西井 清子
変更後	伊勢市	東世古 幸久

伊勢市農業委員会告示第2号

伊勢市農業委員会第242回総会を次のとおり招集します。

令和8年2月9日

伊勢市農業委員会
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和8年2月16日(月)午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 事業計画変更承認申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 非農地証明願について
 - 議案第5号 伊勢市農用地利用集積等促進計画について
(農地中間管理機構への意見提出及び要請分)

伊勢市公告第3号

公 示 送 達

下記の者の令和7年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和8年2月2日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名又は名称

整理番号	納税通知書番号	納 税 義 務 者 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略

10	省略	省略
11	省略	省略

伊勢市公告第4号

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに伊勢市に意見書を提出することができます。

令和8年2月6日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 都市計画の種類及び名称
伊勢都市計画下水道の変更（伊勢市決定）
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
伊勢市都市整備部都市計画課
伊勢市上下水道部下水道課
二見総合支所生活福祉課
小俣総合支所生活福祉課
御園総合支所生活福祉課
伊勢市立伊勢図書館
伊勢市立小俣図書館
- 4 縦覧期間

自 令和8年2月6日（金）

至 令和8年2月20日（金）

5 問合せ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591